

平成21年3月19日

各位

会社名:株式会社新生銀行
代表者名:代表執行役社長 八城 政基
(コード:8303 東証第一部)
会社名:GE コンシューマー・ファイナンス株式会社
代表者名:代表取締役社長 梅田 正太

シンキ株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社新生銀行(以下「新生銀行」といいます。)及び新生銀行の子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社(以下「GECF」といいます。また、併せて「公開買付者ら」といいます。)は、新生銀行の上場子会社であるシンキ株式会社(以下「対象者」といいます。)の株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を平成21年2月4日より実施していましたが、本公開買付けが平成21年3月18日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

本公開買付け、すなわち、平成21年2月3日付「新生銀行グループの消費者金融業務における業務統合・再編成に関する基本合意書締結にかかわるお知らせ」で開示いたしました、公開買付者ら及び対象者間の平成21年2月3日付業務統合・再編成に関する基本合意書規定の共同公開買付けに係る資本再編の実施は、予定通り完了いたしました。本公開買付けは、対象者の株主に対象者普通株式の売却の機会を提供したのですが、その結果、公開買付者らの対象者に対する株式所有割合の合計が96.8%に達し、90%以上となったことから、以下「4 本公開買付け等後の方針等」に概要記載のとおり、対象者の完全支配化手続を実施いたします。なお、この完全支配化手続により、対象者株式は上場廃止となりますが、完全支配化手続の実施の詳細及び上場廃止の時期等につきましては、関係者と協議の上、決定いたします。

新生銀行グループは、今後の改正貸金業法及び改正出資法の施行などの動きに対応すべく、これらのプロセスを通じ、GECFとシンキにおけるコンシューマーファイナンスビジネスの経営効率の最大化を図って参ります。

記

1 本公開買付け等の概要

- (1) 対象者の名称
シンキ株式会社

- (2) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	48,708,050(株)	-(株)	-(株)

- (注1) 本公開買付けでは、公開買付者らは、金融商品取引法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券の全部の買付けを行います。そのため、買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)として、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の最大数である48,708,050株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成20年11月14日に提出した第55期第2四半期報告書に記載された平成20年11月14日現在の発行済普通株式総数151,138,278株から、対象者が保有する自己株式数(平成20年9月30日現在で132株)及び公開買付者らが公開買付け届出書提出日現在所有する株式数(102,430,096株)を控除した株式数です。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式(平成20年9月30日現在で132株)を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令に従って公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

- (注4) 本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等のうち、(1)33,594,400 株に満つるまでの数の応募株券等については、原則として、新生銀行及び GECF が 50:50 の比率で買付け等を行い(但し、かかる割合で配分した結果生じる1株未満の端数については、新生銀行が買付け等を行うものとします。)、(2)33,594,400 株を超える分の応募株券等については、その全部を新生銀行が買付け等を行うものとします。買付予定数(48,708,050 株)の内、各公開買付者の内訳は、以下のとおりです。

公開買付者名	買付予定数
新生銀行	31,910,850株
GECF	16,797,200株

- (3) 公開買付期間 平成 21 年2月4日(水曜日)から
平成 21 年3月 18 日(水曜日)まで(30 営業日)
- (4) 買付け等の価格 普通株式1株につき金 100 円

2 本公開買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	43,874,545 株	43,874,545 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券()	—株	—株
株券等預託証券()	—株	—株
合計	43,874,545 株	43,874,545 株

- (注) 公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等のうち、(1)33,594,400株に満つるまでの数の応募株券等については、原則として、新生銀行及びGECFが50:50の比率で買付け等を行い、(2)33,594,400株を超える分の応募株券等については、その全部を新生銀行が買付け等を行います。かかる割合に従って各公開買付者が買付ける株券等の数は以下のとおりです。

公開買付者名	買付数
新生銀行	27,077,345株
GECF	16,797,200株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けでは、公開買付者らは金融商品取引法第 27 条の 13 第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	1,024,300 個	(買付け等前における株券等所有割合 67.77%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	1,463,046 個	(買付け等後における株券等所有割合 96.80%)
対象者の総株主の議決権の数	1,511,201 個	

- (注 1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成 21 年2月 13 日に提出した第 55 期第3四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の、対象者の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成 21 年2月 13 日に提出した第 55 期第3四半期報告書に記載の同日現在の対象者の発行済株式総数(151,138,278 株)から、対象者が保有する自己株式数(平成 20 年 12 月 31 日

現在で 192 株)を控除した株式数(151,138,086 株)に係る議決権数 1,511,380 個として計算しています(対象者の単元株式数は 100 株です。)

- (注 2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。
- (注 3) 「買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における株券等所有割合」について、各公開買付者の内訳は以下のとおりです。

<u>公開買付者名</u>	<u>議決権の数</u>	<u>(株券等所有割合)</u>
新生銀行	1,295,074個	(85.69%)
GECF	167,972個	(11.11%)

- (4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

- (5) 買付け等に要する資金

4,387 百万円

- (6) 決済の方法及び開始日

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
- | | |
|-----------------|-------------------|
| 日興シティグループ証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 |
| 日興コーディアル証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 |

- ② 決済の開始日
平成 21 年3月 26 日(木曜日)

- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合には日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所又は所在地)宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社新生銀行
(東京都千代田区内幸町二丁目1番8号)
GEコンシューマー・ファイナンス株式会社
(東京都港区赤坂五丁目2番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

4 本公開買付け等後の方針等

公開買付者らは、本公開買付けの結果、その株式所有割合の合計が 90%以上となったため、完全支配化手続を実施いたします。

具体的には、公開買付者らは、①対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること、上記①ないし③を付議議案に含む株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請します。なお、当該株主総会の開催にあたり、公開買付者らは、上記①ないし③を同一の株主総会に付議することを対象者に要請します。また、公開買付者らは、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端株の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は完全支配化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、平成21年3月19日現在未定であります。完全支配化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者らを除きます。)に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付けの結果、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者らは、上述の通り、本公開買付け後に、適用ある法令に従い、対象者の完全支配化手続を行う事を予定しておりますので、その場合には対象者株式は上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

以上に述べた完全支配化手続の実施の詳細(上記①ないし③の議案の詳細を含みます。)及び時期については、現時点で未定であり、関係者と協議の上、決定いたします。

以上